

## 第2章 良好な景観形成に関する方針

### 第1節 市域全域における景観形成

#### □景観形成の目標

小山を代表する思川の風景をはじめ、小山の個性と景観の土台となる豊かな自然環境と市街地が調和した市民がこちよいと感ぜられる、市民の手による魅力的で個性的な小山の風景の形成を目指すため、

うるおい、やさしさ、そして美しく住めるまち。市民の手による風景づくりを都市景観形成のテーマとし、その実現のため4つの目標を掲げる。

#### ●目標1 小山風景の基盤である自然と歴史・文化を大切にす

小山の自然は、思川をはじめとする大きな3つの川（思川、鬼怒川、巴波川）や、河岸の緑と平地林、良好な農地帯、すばらしい自然環境が残っている。これらは、思川沿いを中心に古代から現在に至る人々が築き上げた足跡であり、小山風景の最も大事な基盤である。

これらがつくり出す風景は小山らしさを感じさせるとともに、都市生活のアメニティ資源として日常空間にうるおいややすらぎを与え、かつ人間だけでなく豊かな生態の安定と良好な環境の維持につながる。またそれは、小山市民に小山のこころを植えつけた重要なものであり、これからも大切にし、小山の景観を形成していく。

#### ●目標2 人にやさしくわかりやすい都市景観を形成す

小山は地形的にわかりやすい骨格をもっているが、その上に展開する都市空間の構造は必ずしもわかりやすく、近づきやすい構造とはなっていない状況である。

したがって、各土地利用や場所の特性に合わせた空間形成を図り、思川と日光街道の南北軸に加えて東西の都心景観軸を中心に都市構造を明確にしていく必要がある。さらにそれを補完するまちの軸となる通りやまちのポイント（結節点）となる部分のデザインに力を入れ、加えて広場やオープンスペースの適切な配置等により、わかりやすくメリハリのある市街地の都市景観を形成する。

また、それら都市景観の基本的構造を形成するにあたって、高齢化社会に対応し、あらゆる人や生き物が安全で快適にくらせるよう、人や環境にやさしいまちづくりを実践していく。

#### ●目標3 自然の豊かさが享受できるこちよいまちを形成す

小山は市街地周辺において比較的豊かな自然を有しているが、市街地内では一部を除いてその豊かさを感じる事が少ない状況である。

従って、市街地内に点在する社寺の豊かな緑を保全しながら、街路樹や公園の整備、生垣や敷地内緑化等により市街地内の緑を育成し、水や緑といった緑のネットワークを形成する。また自然の豊かさがもたらす、健康的で心地よい都市生活を日常生活に体験できる環境をつくり出す。

#### ●目標4 市民の手により小山らしいまちを形成す

都市景観とは、人々の環境への様々な働き掛けの積み重ねとして生み出されたものである。環境への働き掛けは、市民一人ひとりの美意識や価値観あるいは都市環境に対する共同生活体として認識の度合いや文化的熟度などが、その都市景観の質を大きく左右することになる。

このため、行政主導型のまちづくりだけに頼ることなく、市民自ら都市景観に対する市民意識を高め、積極的な市民活動や市民の合意に基づく都市景観形成を進めていく。

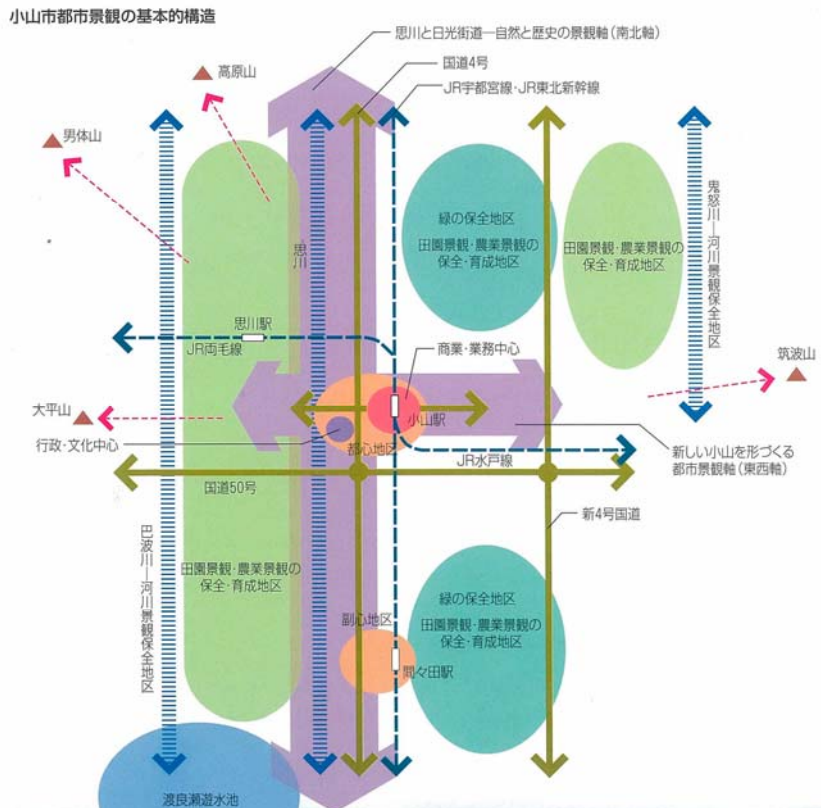
これによって市民自ら小山らしさを考え、発掘・育成し、誇りを持てる美しい小山の風景が見いだすことができる。

## □ 景観形成における基本的構造

本市の景観の基本的構造を表現すると、以下の4点が特徴といえる。

これら景観の軸や核、ゾーンの特性をさらに明確化してメリハリのある景観の構造を形成する。

- ① 小山らしさのある景観の骨格を形づくる2つの景観軸
  - ・ 思川と日光街道 — 自然と歴史の景観軸（南北の軸）
  - ・ 小山駅を中心とする東西の通り — 新しい小山を形づくる（現代～未来に至る）都心景観軸（東西の軸）
- ② 小山の顔となる都心・副心地区の魅力化による、都市景観形成の核
  - ・ 小山駅周辺地区 — 都心地区  
 駅西地区（小山の商業・行政・文化の中心）  
 駅東地区（新市街地の中心）
  - ・ 間々田駅周辺地区 — 副心地区、サブ拠点
- ③ 特徴的な小山への導入空間
  - ・ 広域幹線道路、鉄道 — アプローチ景観軸
- ④ 市街地周辺の平地林と農地及び河川等の自然環境の保全ゾーン
  - ・ 平地林 — 緑の保全地区
  - ・ 農地と集落 — 田園景観・農業景観の保全・育成地区
  - ・ 思川、鬼怒川、巴波川 — 河川景観保全地区



## □景観形成の基本方針

---

景観形成の目標と景観の基本的構造を踏まえ、小山市全域に共通する景観形成の基本方針を定める。

### ① 小山風景の基盤である自然と歴史・文化を大切にす

#### (1) 3つの河川の清流と景観を守る

豊かな自然環境を有し、小山のメインストリートの性格を有する思川をはじめ、鬼怒川、巴波川3つの主要河川の清流と景観を守るため、保全地域の指定や生態系に配慮した多自然型護岸の整備や親水空間の整備など、都市の中のアメニティ資源として保全と活用をバランスさせていく。

#### (2) 思川沿いの河岸の緑を守り歴史・文化を継承していく

思川沿いの河岸の緑を保全するとともに点在する歴史・文化を継承し結びつけることにより、市民の心のよりどころである思川が育んできた自然や歴史・文化の大切さを身近に感じられるような景観形成を図る。

#### (3) 市街地をとりまく平地林と田園風景を大切にし、育てる

市街地をとりまく平地林の緑と田園景観は、河川とともに多種の生物が棲息する貴重な自然資源であり、また人間にとっては都市生活に緑のやすらぎやうるおい、憩いを与えるアメニティ資源となっているなど、地域環境の視点とともに地球環境の視点から都市の持続的発展を可能とするよう、これらの資源を大切にし、育成する。

#### (4) 都市内に点在する歴史的資源を保存し活用する

市街地内に点在する日光街道の宿場町や造り酒屋などの遺構や資源は、思川沿いの歴史・文化資源とともに貴重なものであることから、それら資源の発掘に努め、都市空間の中に再生し小山らしさのある景観形成を図る。

### ② 人にやさしくわかりやすい都市景観を形成する

#### (1) 軸となる通り景観の形成を図る

小山市と周辺都市を結ぶ小山駅前通り、駅東大通り、県道粟宮喜沢線（旧日光街道）、国道4号、新4号国道、国道50号、およびその他まちの軸となる通りは、都市の景観骨格であるとともに、車社会の中で生活の動脈として重要であることから、沿道空間の特性に応じた良好な道路景観の形成を図る。

#### (2) 魅力ある都心・副心地区を形成する

小山駅前商業地、市役所を中心とする行政・文化中心地区は、都心地区として、また間々田駅周辺地区は副心地区として、小山の顔や地域の拠点として魅力的で活力のある都市景観を形成する。

#### (3) まちのポイント（節）となる部分の魅力化を図る

公共建物とその周辺、社寺周辺、橋と橋のもと、および小山市の出入口などは、まちを知り、記憶に残る足がかりとなるためこれらの特徴づけた景観整備を図り、都市の中にポイント（節）をつくる。

#### (4) 人にやさしい歩行者空間を形成する

歩道と街路樹の整備、歩行者専用道路の整備など、障がい者や子供から大人まで全ての人々が安全で楽しく快適に歩ける歩行者空間のネットワークを形成する。

#### (5) 憩いと交歓のある広場をつくる

軸となる通り沿いや歩行者空間のネットワーク上にポケットパークや広場を設け、都市にやすらぎとうるおいを感じる景観形成を図る。

#### **(6) 景観を阻害しているものを整序する**

広告、電柱、架空線など景観を阻害しているものを改善し、美しいまちなみの形成を図る。

### **③ 自然の豊かさが享受できるこちよい市街地を形成する**

#### **(1) 思川沿いと市街地内の緑を守り育てる**

市街地内の境内や樹林地等の良好な緑を守り育て、周辺部の思川や河川緑地、樹林地などの緑と連坦させ、鳥や蝶が飛び交い、小動物が住み続けられるような、自然と共生した緑豊かな市街地を形成する。

#### **(2) 街路樹と公園を整備する**

公共空間でまず積極的に街路樹や公園の整備を図り緑を創出し、既存の境内等の緑や宅地の緑、そして隣接する思川の緑を結ぶ緑のネットワークを形成し、うるおいのある景観形成を図る。

#### **(3) 小山らしさのある住宅地景観を形成する**

生活空間に緑のうるおいとやすらぎがあり、健康的な生活が営めるような景観をつくっていくために、塀の生垣化や敷地内緑化を推進し、小山らしさのある自然環境と調和・融合した住宅地景観の形成を図る。

#### **(4) 工場地と自然環境や住宅地の調和を図る**

工場地や工業団地の敷地内緑化やブロック塀・フェンスをセットバックさせて境界部分を緑化するなど、周辺の自然や住宅地と調和した工業地景観の形成を図る。

#### **(5) 農地や平地林と調和した集落景観を守る**

市街地周辺に広がる農地や平地林、それらと調和した集落景観を保全・育成する。

### **④ 市民の手により小山らしいまちを形成する**

**(1) 市民一人ひとりが「自然や市街地内の緑を大切にする」、「ゴミを落とさない」といった日常の約束ごとを確認し、守っていく**

市民一人ひとりが「自然や市街地内の緑を大切にする」、「ゴミを落とさない」といった日常の約束ごとを守り、あるいは皆でつくり、自分たちのまちを自分たちの手できれいにするという意識を広め、活動する。

**(2) 「小山らしさ」、「小山らしいまちの美しさ」など、まちの個性や美に対する市民の共通の認識や価値観を形成していく**

「小山らしさとは何か」、「何を美しいとするか」など、市民が共通の認識や価値観を持ち、良好な景観形成に向けて積極的に参加していくといった市民意識の高揚を図る。

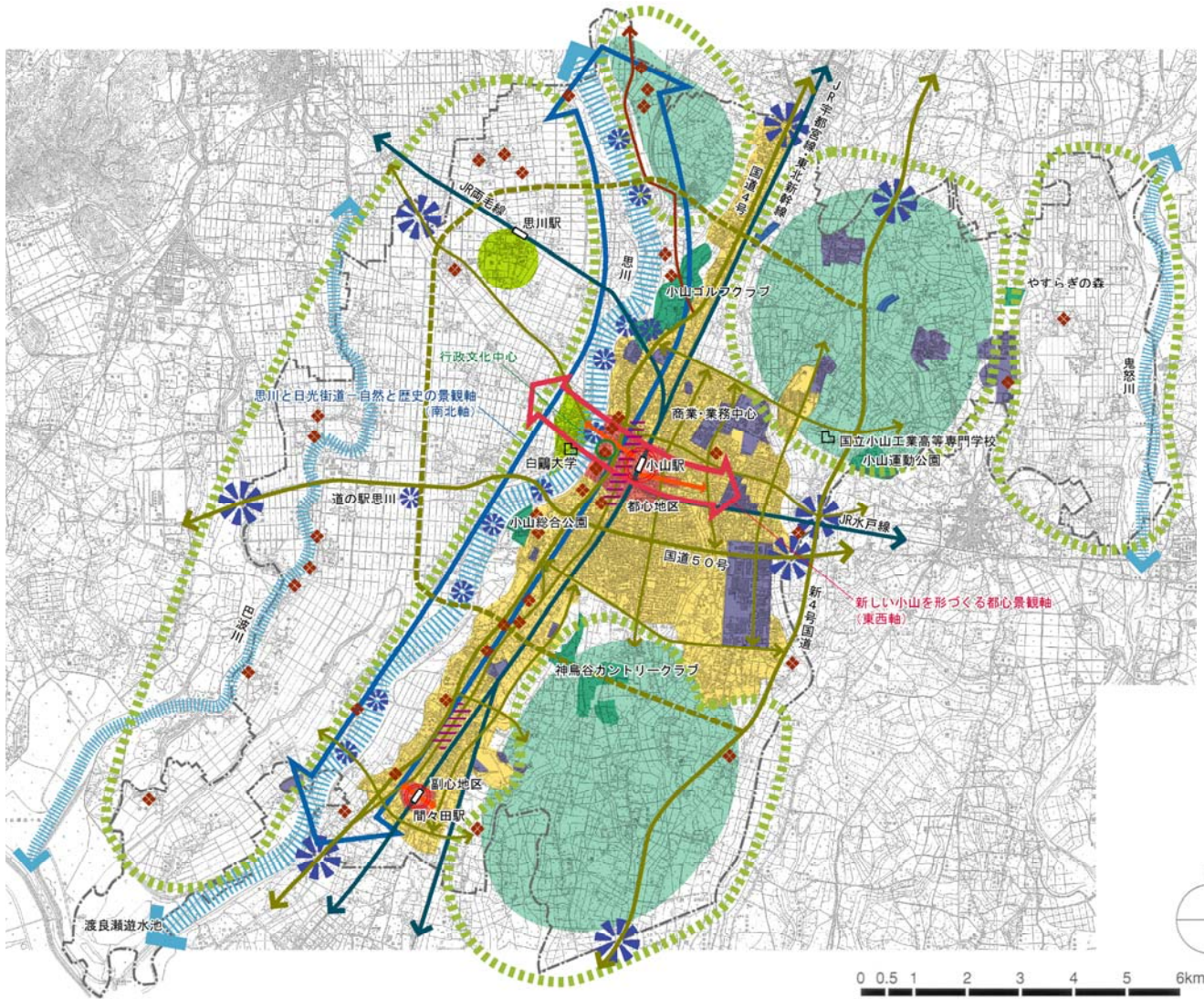
#### **(3) 企業としての社会的責務を果たす**

小山にある企業は市民の一員であり、「小山に立地するためには景観に対する特別の配慮が必要である」という認識を持ち、企業の誇りとしてまた企業イメージ向上の一環として周辺環境へ配慮し、良好な都市景観形成に積極的に取り組むなど、企業の自主的な景観形成を推進する。

#### **(4) 市民が主体となったまちづくりを推進する**

地域の美化活動やまちづくりへの取り組みなど景観に関する市民が主体となった活動を積極的に推進する。そのため行政もこれらを推進する人材の育成や、市民の自主的な活動に対するアドバイスや情報、技術、資金など多角的側面から支援を図る。

# 景観形成基本方針図



<凡 例>

	河川環境の保全と活用		魅力ある都心・副心地区の景観形成
	沼や池の環境の保全と活用		まちのポイント(節)となる部分の魅力化
	歴史的資源の保全と活用		自然の豊かさを享受できる市街地の形成
	日光街道・宿場町の面影の再生		自然や住宅地に調和した工業景観の形成
	軸となる通り景観の形成		田園景観の保全・育成
	外環状道路(構想)		周辺の田園景観と調和した集落整備
	レクリエーション施設		平地林の緑の保全

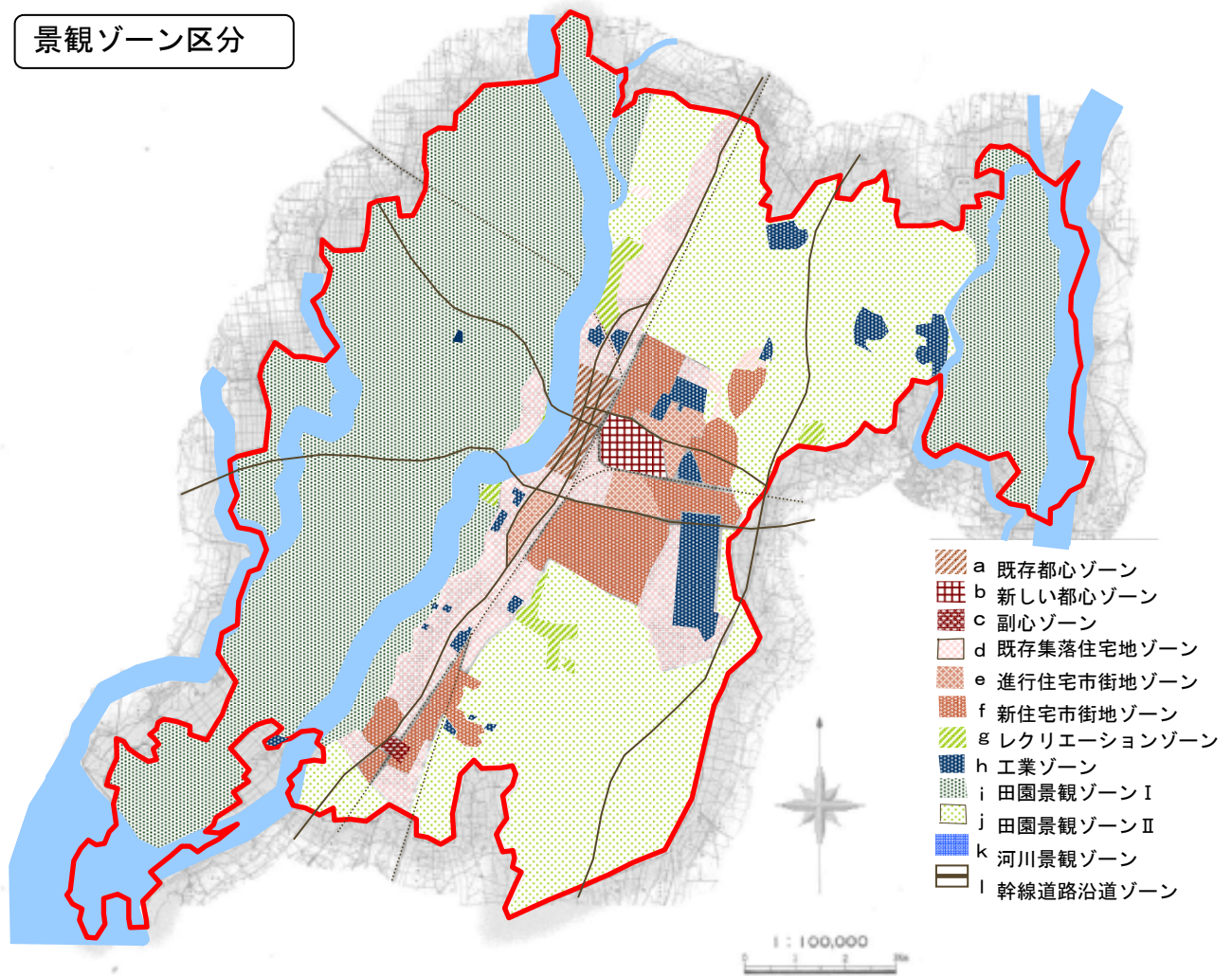
## □ 景観形成の方針

### ①小山市の地域の景観特性を生かしたゾーン別景観形成方針

景観計画区域における景観形成の方針は、小山市都市景観形成基本計画における景観形成のゾーン別景観形成特性を踏まえ、各地域の景観形成の方針を定める。

- ・市域を12ゾーンに区分し、ゾーン別の景観を形成する上での基本的な考え方とその方針を以下の通りとする。
- ・市域における届出対象行為はこれらゾーンの方針に沿って計画・事業を行なうものとする。

景観ゾーン区分



## ゾーン別景観形成方針

ゾーン区分	基本的な考え方	景観形成方針
a 既存都市ゾーン	小山の中心地としてふさわしい、魅力と活力と風格のある景観を形成する。特に駅前には、再開発ビルや、シンボルロード（祇園城通り）、県道栗宮喜沢線の整備に合わせて、個性的でシンボリックな空間を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力的な商業空間の形成</li> <li>・小山城址、日光街道沿いの歴史的建物、社寺等歴史的資源の保全・活用</li> <li>・小山駅前通り（シンボルロード〔祇園城通り〕）、県道栗宮喜沢線・小山結城線、国道4号の通り景観の形成</li> <li>・駅前広場、公共建物およびその周辺の魅力化</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・憩いと交歓のある広場の形成</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・市街地内の緑の育成</li> <li>・街路樹と公園の整備</li> </ul>
b 新しい都心ゾーン	駅前工場跡地の土地利用転換を契機に、適切な市街化誘導により新しい小山の顔として、先端的なイメージの魅力ある景観を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい都心にふさわしい商業・業務機能の集積</li> <li>・駅東大通り、小山東通りの通り景観の形成</li> <li>・駅前広場、公共建物およびその周辺の魅力化</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・憩いと交歓のある広場の形成</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・市街地内の緑の育成</li> <li>・街路樹と公園の整備</li> </ul>
c 副心ゾーン	地域の拠点として、間々田らしさを感じさせる景観を形成するとともに、賑わいのある整ったまち並みを形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副心にふさわしい機能の集積</li> <li>・間々田駅前通り、間々田駅東線、国道4号の通り景観の形成</li> <li>・駅前広場、公共建物およびその周辺の魅力化</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・憩いと交歓のある広場の形成</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・市街地内の緑の育成</li> <li>・街路樹と公園の整備</li> </ul>
d 既存集落住宅地ゾーン	歴史的建物等の保全・修景など、良好な景観資源を活かして、古くからの市街地としての風格を確保しつつ、道路整備等に合わせて沿道緑化・修景により、美しく整ったまち並みを形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山らしさのある住宅地景観の形成</li> <li>・遺構や日光街道の歴史的建物、社寺等の保全・活用</li> <li>・国道4号、県道栗宮喜沢線の通り景観の形成</li> <li>・公共建物およびその周辺の魅力化</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・憩いと交歓のある広場の形成</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・市街地内の緑の育成</li> <li>・街路樹と公園の整備</li> </ul>
e 進行住宅市街地ゾーン	地域の特性に合わせて、地域に親しまれ、個性ある住宅地景観の形成を誘導する。また敷地内緑化を推進するなどの修景により景観向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山らしさのある住宅地景観の形成</li> <li>・小山用水路景観の保全・活用</li> <li>・小山東通り、城東線、県道小山結城線の通り景観の形成</li> <li>・公共建物およびその周辺の魅力化</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・憩いと交歓のある広場の形成</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・市街地内の緑の育成</li> <li>・街路樹の整備</li> </ul>

f 新住宅 市街地ゾーン	基盤整備、建物更新・新築に併せて、新しい小山の良好な住宅地として、わかりやすく美しく個性的な住宅地景観を形成する。そのため、施設立地前から景観のルールづくりを積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山らしさのある住宅地景観の形成</li> <li>・小山用水路景観の保全・活用</li> <li>・小山東通り、城東線、県道小山結城線、喜沢中久喜線、平成通りの通り景観の形成</li> <li>・公共建物およびその周辺の魅力化</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・憩いと交歓のある広場の形成</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・市街地内の緑の育成</li> <li>・街路樹の整備</li> </ul>
g レクリエーションゾーン	広域的なレクリエーションゾーンとしての特徴をさらに高め、思川流域の自然環境など周辺と調和した緑豊かなレクリエーション空間として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・思川沿いの河岸の緑と歴史・文化との調和</li> <li>・平地林や田園景観との調和</li> <li>・2つの拠点（思川温泉、小山ゴルフクラブと小山運動公園）を結ぶ喜沢中久喜線の通り景観の形成</li> <li>・小山総合公園の整備</li> </ul>
h 工業ゾーン	工場施設・塀・柵の美化や沿道の緑化・修景の推進により、周辺環境と調和のとれた工場景観の形成と、工場地のイメージアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場地と自然景観や住宅地との調和</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・街路樹の整備</li> <li>・工場施設の美化</li> <li>・敷地内緑化（緩衝緑地帯の整備・保全）</li> </ul>
i 田園景観ゾーンⅠ	貴重な自然資源である水田と鎮守の森や屋敷林などの緑と集落景観を保全し、広がりのあるのどかな田園景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構などの歴史的資源の保全・活用</li> <li>・広がりのある水田、用水路の保全</li> <li>・鎮守の森や屋敷林など集落内の緑の保全・育成</li> <li>・田園景観の保全・育成</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・街路樹と公園の整備</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> </ul>
j 田園景観ゾーンⅡ	貴重な自然資源である平地林と農地および集落景観を保全し、良好な田園景観と緑地景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平地林の保全・育成</li> <li>・遺構などの歴史的資源の保全・活用</li> <li>・農地、小山用水路の保全</li> <li>・集落内の緑の保全・育成</li> <li>・田園景観の保全・育成</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・安心して歩ける歩行者空間の形成</li> <li>・街路樹と公園の整備</li> </ul>
k 河川景観ゾーン	治水対策に配慮しつつ、良好な河川等の自然環境を保全する。また、小山の景観の骨格としてさらに特徴づけるため、河岸緑地の景観を活かしつつ、沿岸施設や構築物などを自然と調和するよう修景を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の清流と景観の保全</li> <li>・河岸の緑の保全・育成</li> <li>・自然堤防の保全と自然環境と調和した護岸整備</li> <li>・橋およびそのたもとの魅力化</li> <li>・親水性の確保</li> <li>・渡良瀬遊水池などの歴史的・自然的資源の保全・活用</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> </ul>
l 幹線道路沿道ゾーン	他市町村境界付近でのゲート効果を活用した修景や、沿道緑化、沿道施設・看板等の景観コントロールなど、周辺都市からのメインアクセス道路として、市民だけでなく来訪者にとっても印象深い個性的な沿道景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの出入り口の魅力化</li> <li>・景観を阻害しているものの整序</li> <li>・街路緑化等による道路空間の個性化</li> <li>・歴史的資源の保全・活用</li> <li>・平地林や農地の保全・育成</li> </ul>



## 建築物等による景観形成に関する方針

大規模な建築物等は遠くからでも目につきやすく都市の景観形成において大きな影響を与えるため、大規模建築物等が目指すべき景観形成の方針を定める。

### (1) 大規模建築物等全体の景観形成方針

大規模建築物は街並み形成のリーダーとして、小山の景観形成の先導的な役割を果たすものとする。

- 地域景観の特性と調和し、地域景観の個性を引き立てるものとする。
- まちのランドマークとなるよう、特徴づけや魅力化を図る。
- 周辺景観の時代性を表現する形態意匠を工夫する。
- 立地する場所との関係性を読み込んだ建築等の計画とする。
- 建築の形態意匠や敷地境界部のしつらえは、隣接する敷地をはじめ、周辺へのやさしさや気配りの感じられるものとする。

### (2) 大規模建築物等の用途別景観形成方針

<b>住宅</b>	<p>うるおいを感じ、ゆとりと落ち着きのある街並みづくりを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 周辺の戸建て住宅等との関係に配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 沿道や隣接敷地等の境界部については特に配慮し、生垣・フェンス等、前庭空間の植栽など、建築を引き立て、周辺にうるおいを与え、落ち着いた風景を創り出すために緑化のデザインを工夫する。</li> <li><input type="checkbox"/> エントランスや駐車場の配置、屋根の形態、色彩等の周辺との調和など、入り口や周辺からの見え方に配慮したデザインとする。</li> </ul>
<b>商業・業務施設</b>	<p>賑わいを感じる風景とともに、一定の秩序をもって風格のある風景を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 屋根の形態や壁面の仕上げ、低層部のデザイン、色のポイント（節）となる部分では建築物を特徴づけ、魅力的な街並みとなるようデザインを工夫する。また、街角となる場所を引き立てるデザインとする。</li> <li><input type="checkbox"/> 壁面後退や緑化等、公共空間とともに快適に歩けるよう、歩行者空間を豊かにする工夫をする。</li> <li><input type="checkbox"/> 住居系用途地域等住宅地内の商業施設は、駐車場の配置や屋外照明等、周辺との関係に特に配慮する。</li> </ul>
<b>工場・倉庫</b>	<p>周辺景観に違和感や圧迫感を与えない、親しみやすい工業地の風景を形成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 屋根の形状や壁面、設備類、工作物の色彩の工夫により、ヒューマンスケールの創出に配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 敷地外周部には、他の用途との急激な変化を和らげる緩衝帯として四季感のある緑地を設けたり、塀やフェンスを工夫する。</li> </ul>